

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目

次

ページ

1	「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」の素案等について……………	1
2	神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について……………	4
3	児童虐待による死亡事例等調査検証等について……………	6
4	「神奈川県再犯防止推進計画」の改定素案について……………	9
5	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定素案について……………	11
6	「神奈川県高齢者居住安定確保計画」の改定素案について……………	14
7	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」 に基づく基本計画素案について……………	17
8	県立障害者支援施設の方向性について……………	20
9	県立愛名やまゆり園の再整備について……………	30
10	県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について……………	31
11	県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について……………	34
12	「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の改正素案について……………	39

1 「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」の素案等について

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者等を支援するための「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和6年度を初年度とする新計画の素案を作成したので報告する。

(1) 策定の概要

ア 策定の趣旨・計画の位置づけ

令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）第8条の規定に基づく、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3の規定に基づく配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の改定を一体として新計画を策定する。

イ 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

ウ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 策定のポイント

ア 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指す計画とする。

イ 基本理念

(ア) 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施する。

- (イ) 当事者目線に立った支援
困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施する。
- (ウ) 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援
国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施する。

ウ 重点目標

- (ア) 関係機関と連携・協働した支援体制の充実
関係機関と連携した支援体制や、支援人材育成等を充実させる。
- (イ) 早期発見・対応と周知啓発
困難な問題を抱える女性等の早期発見・対応、支援に関する周知啓発や暴力等の未然防止に向けた意識啓発を強化する。
- (ウ) 安心して相談できる体制の整備
相談窓口等の機能充実や利用促進を行う。
- (エ) 安心・安全が守られる保護体制の整備
困難な問題を抱える女性等の安心・安全を確保し、一時保護における利用者への適切な支援を行う。
- (オ) 自分らしく暮らすための自立支援の促進
安全・安心で自立した生活に向けて、切れ目ない支援体制を整備する。

(3) 関係条例等の改正

女性支援法では、従来の支援の根拠法である売春防止法に規定された支援機関である「婦人相談所」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」の名称及び役割などが変更されることから、関係する条例及び規則等について所要の改正を行う。

ア 改正する主な条例及び規則等

- (ア) 神奈川県立女性相談所条例／同 施行規則
- (イ) 神奈川県女性保護施設さつき寮条例／同 施行規則
- (ウ) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例／同 施行規則

イ 施行期日

令和6年4月1日（女性支援法施行日と同日）

(4) 今後のスケジュール

令和5年12月 新計画素案に対するパブリック・コメントの実施
～令和6年1月

令和6年1月 神奈川県男女共同参画審議会において新計画案を審議

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に新計画案を報告、関係条例の改正議案を提出

3月 新計画の策定

<別添参考資料>

参考資料1 「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）素案」

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について

平成19年10月に策定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」（以下「支援条例」という。）については、当事者目線の子ども・子育て支援を推進するため、また、新たに策定される国の子ども施策の基本方針である「こども大綱」の内容に対応するため、改正を検討しているので報告する。

(1) 経緯

県では、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、県、事業者、子ども・子育て支援機関、県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めた支援条例を平成19年10月に施行した。

支援条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、当事者目線の子ども・子育て支援を推進するため、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った支援の推進等について、条例への位置付けを検討する必要がある旨を、令和5年9月の第3回県議会定例会厚生常任委員会で報告した。

また、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、同年12月中には国の子ども施策の基本方針である「こども大綱」が策定される予定である。

これらを踏まえ、次のとおり条例の改正を検討する。

(2) 改正の方向性

ア 目的

子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育む「こどもまんなか社会」を実現する。

イ 基本理念

基本理念として以下の内容等を盛り込む。

- ・ 子どもの目線に立って、子どもにとって一番よいことは何かを考える。
- ・ 父母その他の保護者が、子育ての責任を果たせるよう、子育ての「負担軽減」や「不安解消」を進める。
- ・ 父母その他の保護者だけでなく、社会全体が当事者として主体

的に子育てに関わる。

ウ 検討が必要な事項

(ア) 子どもの目線に立った施策の推進

こども基本法では、子ども施策に対する子どもの意見反映が義務化されるなど、子どもを「まんなか」に据えた子ども施策の展開が必要である。このため、子どもの意見表明権の保障の位置付けなどを検討する。

(イ) 多様な主体の参画・連携による子育て環境づくり

全ての子どもが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、多様な主体が参画・連携した子育て環境づくりの位置付けを検討する。

(ウ) 困難な状況にある子どもへの取組

全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー、ひきこもりなどの困難な状況にある子どもへの取組の位置付けを検討する。

(エ) 子育てにおける社会的・文化的な性差の解消

男性の育休取得率の低さや女性に育児負担が集中する「ワンオペ育児」など、子育てにおける社会的・文化的な性差の解消に向けた取組の位置付けを検討する。

(3) 今後のスケジュール

令和5年12月	(年内目途) 「こども大綱」の策定(国)
令和6年2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例改正骨子案を報告
6月	第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例改正素案(たたき台)を報告
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例改正素案を報告
12月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
令和7年4月	改正条例施行

3 児童虐待による死亡事例等調査検証等について

令和4年4月に藤沢市で発生した児童虐待死亡事例について、検証委員会が検証等を行い、報告書を取りまとめたので、その内容等について報告する。

(1) 事例の概要

- ・ 令和4年4月23日に当時2歳であった男児を虐待により死亡させた疑いで、令和5年2月21日に、実母が傷害致死容疑で逮捕、3月13日に暴行容疑で再逮捕され、同月31日に起訴された。
- ・ 本児については、平塚児童相談所が一時保護し、親子交流を経て家庭引取りとしていた。

(2) 経過

- | | |
|-----------|---|
| 令和元年6月 | 平塚児童相談所がネグレクトを理由に、生後1週間の本児を乳児院へ一時保護。 |
| 令和3年3月 | 実母と本児が1年8か月ぶりに再会。以後、家庭引取りに向け、面会・外出・外泊の交流を重ねる。 |
| 令和4年3月31日 | 藤沢市内の実母自宅へ家庭引取り。 |
| 4月1日 | 乳児院が家庭訪問し、本児と異父弟の頬のあざや室内の乱れなど養育状況の変化を児童相談所へ報告。 |
| 4月12日 | 乳児院から児童相談所へ、実母と連絡が取れない旨を報告。児童相談所が実母に電話したところ、本児が発熱し、実母も体調不良との訴えがあり、13日の家庭訪問はキャンセル。 |
| 4月15日 | 個別ケース検討会議を開催。4月1日以降、関係機関が母子を現認できていないことを共有。 |
| 4月18日 | 児童相談所から実母へ連絡し19日の家庭訪問を約束。 |
| 4月19日 | 実母が発熱を理由に家庭訪問をキャンセル。 |
| 4月23日 | 本児が自宅から救急搬送され、搬送先の医療機関で死亡（頭蓋内損傷）。 |
| 令和5年2月21日 | 実母が傷害致死容疑で逮捕。 |

(3) 検証報告書の概要

ア 指摘事項

(ア) 家庭引取りの判断について

- ・ 出生直後から1年8か月という空白の期間が及ぼす愛着形成への影響について、実母の面接等を通して確認、評価する必要があった。
- ・ 家庭引取りを検討する際、生活の変化など発生し得るリスクを想定し、具体的な対応方法を関係機関で共有する必要があった。

(イ) 本家庭に対する評価について

- ・ 実母の生育史等の情報をより詳細に把握し、評価に繋げていく必要があった。
- ・ 家庭引取りの検討を開始する段階で、養育環境や実母の生活実態について、現状を適切に把握し、継続して確認する必要があった。
- ・ 本家庭の課題を客観的かつ多面的に判断するため、親子支援チームをはじめとした多職種による評価が必要であった。
- ・ 調査や評価の結果として懸念すべき内容がある場合は、支援者間で共有し、確認していく必要があった。

(ウ) 家庭引取り後の対応について

- ・ 養育状況や家族状況の変化を、虐待のリスクとして想定しておく必要があった。
- ・ 4月1日の乳児院からの連絡を通告と同様に捉え、児童相談所として対応を直ちに判断する必要があった。
- ・ 家庭引取り前に個別ケース検討会議を実施し、再介入の必要性を判断するための基準や対応手順、各機関の役割を確認する必要があった。
- ・ 母子を現認できていないことは重篤な事態であり、発熱等の理由があっても感染症対策を講じた上で、アポイント無しによる家庭訪問を実施するなど、児童相談所として本児の安全を確認するため、最大限の努力をする必要があった。

イ 主な提言

- ・ 出生直後より分離された場合、母子の愛着形成や関係性を客観的に評価できる技法を用い、慎重に評価することが必要である。
- ・ 保護者や家庭の評価を行う際、交流時の親子の関係性の評価だけでなく、基本的な養育環境が整えられ、子どもが安心かつ安全な生活を送ることが可能なのか、保護者が適切な養育が可能なのかという基本的な評価を丁寧に行うことが必要である。

- ・ 子どもに起き得るリスクについて、児童相談所の再介入の必要性を判断するための基準を設け、対応手順や関係機関との役割分担等を確認しておく必要がある。

(4) 再発防止に向けた取組

- ・ 各児童相談所において、家庭引取り後1か月間は、毎週、援助方針会議へ経過報告することをルール化した。
- ・ 令和5年度から、平塚児童相談所の子ども支援課を1課体制から2課体制へと強化した。
- ・ 報告書の内容について関係機関で共有するとともに、支援中の事案について、指摘された事項が実施できているか確認していく。
- ・ 家庭引取りの判断にあたり、親子の関係性や家庭環境について、丁寧かつ客観的な評価を行えるよう、チェック項目を見直していく。

<別添参考資料>

参考資料2 「児童虐待による死亡事例等調査検証報告書（令和4年4月施設から家庭引取りになった男児の死亡事例）」

4 「神奈川県再犯防止推進計画」の改定素案について

平成31年3月に策定した「神奈川県再犯防止推進計画」については、計画期間が令和5年度末までであることから、今般、令和6年度を初年度とする計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を目標とする現行計画の趣旨を継承しつつ、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の内容や現行計画の成果や課題等を踏まえ、計画を改定する。

イ 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する。

ウ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

エ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 市町村や関係機関等とのネットワークの構築

市町村・国機関・民間協力者等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して支援することができるよう、ネットワークの構築を進める。

イ 立ち直ろうとしている者の意見の反映

罪を犯し立ち直ろうとしている者へのヒアリングを行い、課題や必要な支援について検討し計画に位置付ける。

ウ 高齢者・障害者等への支援体制の強化

刑務所等を退所した高齢者、障害者や薬物で罪を犯した者の再犯者率等が高いことなどから、保護観察所や地方検察庁等の国機関と連携

し、支援体制を強化する。

エ 保護司等の民間協力者等の活動支援

保護司や自助グループ等の活動に対する地域の理解を深めるため、広報・周知の強化を図るなど、活動しやすい環境づくりを進める。

オ 再犯防止に向けた理解促進

再犯防止を取り巻く現状や過去に罪を犯した者の置かれている状況の理解促進を図り、罪を犯した者の立ち直りを支える地域社会づくりを目指す。

(3) 今後のスケジュール

令和5年12月 ～令和6年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月	第4回神奈川県再犯防止推進会議において改定計画案の審議 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	神奈川県社会福祉審議会に改定計画案を報告 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料3 「神奈川県再犯防止推進計画〔第2期〕（素案）」

5 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定素案について

令和3年3月に策定した「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」については、計画期間が3年（令和3年度～令和5年度）であることから、今般、令和6年度を初年度とする計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、また、当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和6年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

（団塊の世代が75歳以上となる2025年（計画期間中）、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた計画とする。）

エ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

ウ 認知症基本法の施行を見据えた施策の展開

令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

エ ケアラーへの支援

ヤングケアラーを含むケアラーの負担軽減を図るため、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

オ 介護人材の確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

(3) 今後のスケジュール

- 令和5年12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
～令和6年1月
- 令和6年2月 かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画案を審議
第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
- 3月 神奈川県社会福祉審議会に改定計画案を報告
国基本指針告示
改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料4 「かながわ高齢者保健福祉計画（素案）」

6 「神奈川県高齢者居住安定確保計画」の改定素案について

平成23年4月に策定した「神奈川県高齢者居住安定確保計画」について、原則5年ごとに見直しを行うこととしているため、本県における高齢者の居住の現況を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 計画の概要

神奈川県高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策の一体的な取組等を定めたもので、原則として5年ごとに見直しを行うこととしており、平成23年4月に策定後、これまで2回の改定を行っている。

(2) 改定の趣旨

前回の改定（平成31年）から5年が経過したため、この間の高齢単身世帯や空き家の増加などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

(3) 改定素案の概要

ア 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10箇年

イ 基本理念

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

ウ 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

- (ア) 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備
 - ・ 高齢期に備えた住まい・住み替えに関する相談体制の充実
 - ・ 多世代居住のまちづくりの推進 など
- (イ) 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給及び適正管理の促進
 - ・ 介護保健施設の計画的な整備 など
- (ウ) 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実
 - ・ セーフティネット住宅の確保と供給の促進
 - ・ 居住支援コーディネーターの養成 など

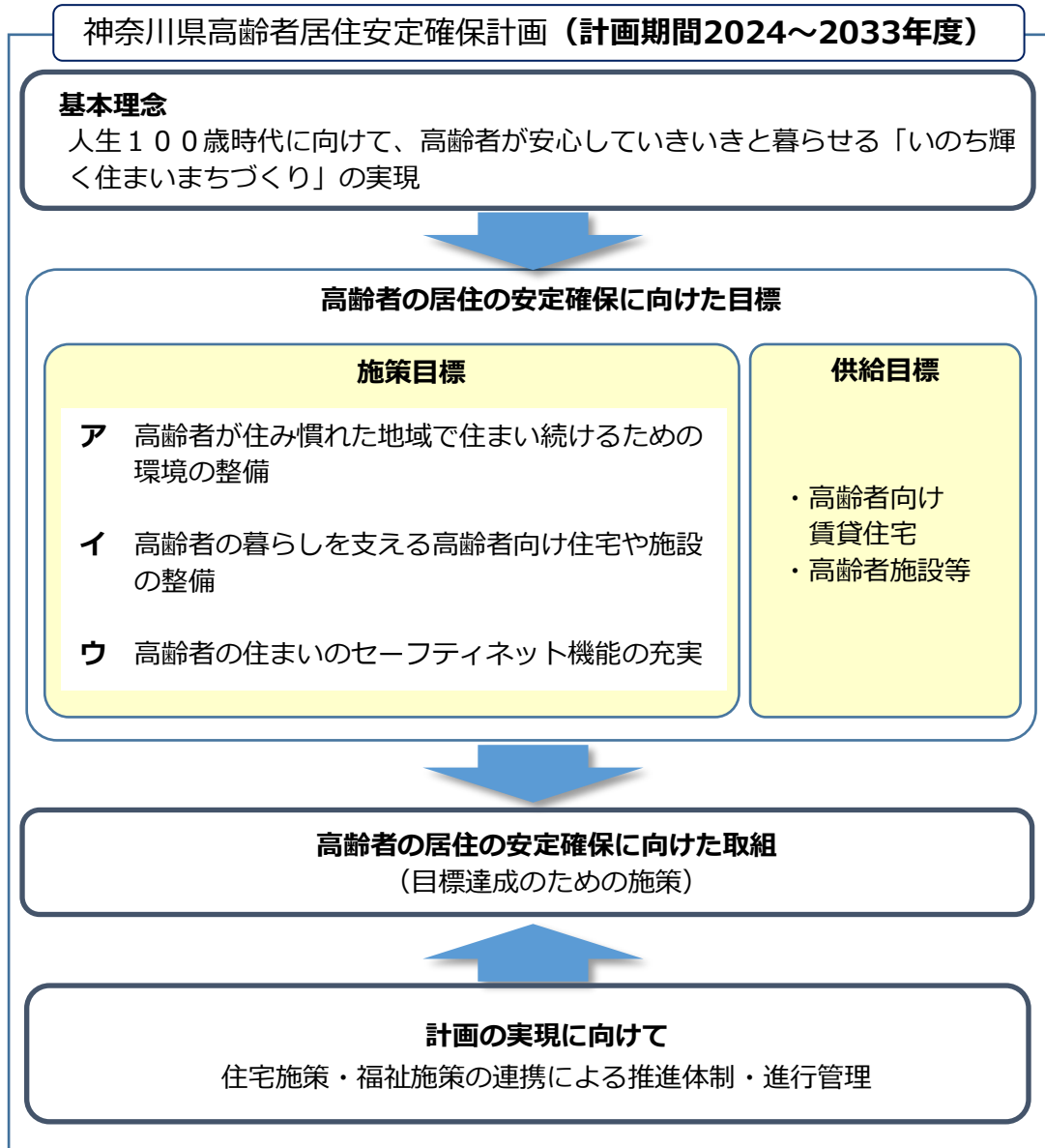
(4) 今後の予定

令和5年12月～6年1月	改定素案に対する県民意見募集の実施
令和6年2月	市町村と法定協議
	第1回県議会定例会建設・企業常任委員会 及び厚生常任委員会に改定案を報告
令和6年3月	「神奈川県高齢者居住安定確保計画」を 改定・公表

<別添参考資料>

参考資料5 「神奈川県高齢者居住安定確保計画（素案）」

神奈川県高齢者居住安定確保計画の構成



7 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画素案について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく基本計画について、前回報告した素案を一部見直したので報告する。

(1) 策定の概要

ア 策定の趣旨・計画の位置づけ

当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

イ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

ウ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 策定のポイント

ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 基本計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

エ すべての障害とライフステージを意識

すべての障害を対象とし、切れ目のない支援など障害者のライフステージを意識した計画とする。

オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標に、一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

カ 障害者の社会参加の推進

障害者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障害当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

ク 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

(3) 前回素案からの主な変更点

ア 総論

- ・ 「3. 当事者目線の障害福祉とは」を一部見直し、支援者目線と当事者目線の違いのイメージ図を盛り込むとともに、「当事者目線の障害福祉の実践～県立施設における支援～」及び「当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進」のページを追加。
- ・ 「7. 神奈川県障害福祉を取り巻く状況」に「(4) 指定障害者支援施設等における入所定員の状況」を追加。

イ 各論

- ・ 各小柱に「目標（スローガン）」、「計画策定にあたって寄せられた意見の一部」及び1～2つの「コラム」をそれぞれ追加。

(4) 今後のスケジュール

令和5年10月から11月にかけて実施したパブリック・コメントのほか、現在実施中の当事者団体等へのヒアリングや市町村との調整、県議会での議論を踏まえ、計画案を作成する。

令和6年2月 神奈川県障害者施策審議会において計画案を審議
第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告
3月 計画の策定

<別添参考資料>

参考資料6 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）素案②」

8 県立障害者支援施設の方向性について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、県議会、利用者やその家族、市町村等の意見も踏まえて、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」を作成したので、報告する。

(1) これまでの経過と主な意見

ア 県議会厚生常任委員会

令和4年7月 県立施設の方向性を検討することを報告

9月 県立施設の現状と課題等を報告

令和5年6月 県立施設の方向性の考え方等を報告

9月 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」
（以下「素案」という。）を報告

<主な意見>

（今後の県立施設の役割に関すること）

- ・ 県立保健福祉大学と連携し、研究及び人材育成を進めるべき。
- ・ 海外の先進事例の調査や研修などにより、研究機能の充実を図っていくべき。

（民間移譲に関すること）

- ・ 利用者や家族の理解がなければ、簡単に行うべきでない。
- ・ 地域にも意見を聞いて、慎重に検討すべき。

（今後の県立施設の地方独立行政法人化に関すること）

- ・ 中井やまゆり園を立て直した上で、新たな体制にすべき。
- ・ 県立病院機構に関する課題を検証し、制度のデメリットに対する工夫を検討すべき。
- ・ 同じ現場に長くいる職員が疲弊しないように、人事ローテーションや休暇制度などが必要である。
- ・ 異動は人事ローテーションやノウハウ共有のために必要であり、中井やまゆり園だけを地方独立行政法人化することに懸念がある。
- ・ 県職員のノウハウを蓄積するため、現場となる施設を残すべき。

イ 利用者・家族

令和5年7月 県立施設の方向性の考え方等を報告

9月 素案を報告

（利用者 延べ21回538名、家族 延べ12回400名）

<主な意見>

(今後の県立施設の役割に関すること)

- ・ 研究の強化は歓迎である。
- ・ 人材育成は非常に重要である。

(施設の再整備に関すること)

- ・ 個室にしてほしい。
- ・ 小規模化により、他の施設へ移る必要があるか示してほしい。
- ・ 利用者や家族等の意見を聞いてもらいたい。

(民間移譲に関すること)

- ・ 賛成であり、民間の資源やノウハウを最大限に活用すべき。
- ・ 職員、食事や医療などのサービスの水準、利用料、移譲先等がどうなるのか不安である。
- ・ 移譲先は、運営、人材、財政やコミュニケーションに問題のない、信頼できる法人でなければならない。

(今後の県立施設の地方独立行政法人化に関すること)

- ・ 賛成だが、人材や資金などを具体的に見せてもらいたい。
- ・ 職員が代わることにより、利用者に混乱がないようにすべき。
- ・ 職員不足、人員削減や非正規雇用への切替等により、支援の質が低下し、不適切な支援や虐待につながることを危惧している。

ウ 市町村

令和5年3月	県立施設の現状等を報告
7月	県立施設の方向性の考え方等を報告
10月	素案を報告

<主な意見>

(民間移譲や県立施設の地方独立行政法人化に関すること)

- ・ 方向性は理解する。
- ・ 利用者や家族に丁寧に説明してもらいたい。
- ・ 民間移譲に当たっては、現在の地域における役割を継続できるように、財政支援等を行ってもらいたい。

(施設の小規模化に関すること)

- ・ 入所待機者がいる状況を踏まえながら、進めてもらいたい。

エ 施設関係団体

令和4年10月	県立施設の方向性を検討することを報告
令和5年7月	県立施設の方向性の考え方等を報告

9月 素案を報告

<主な意見>

(今後の県立施設の役割に関すること)

- ・ 県立施設と民間施設が協力して強度行動障がいのある人を受け入れていく必要がある。
- ・ 人材育成は必要であるが、まずは県立施設の職員を育成しなければ難しい。
- ・ 重度障がい者の地域生活移行には、グループホームなどの受け皿の整備や職員の確保が必要である。

(民間移譲に関すること)

- ・ 現在の県立施設の手厚い職員配置や医療体制は、民間施設では難しいという状況も踏まえて、引き続き意見交換してもらいたい。

オ 県障害者施策審議会

令和4年9月 県立施設の方向性を検討することを報告

令和5年9月 県立施設の方向性の考え方等を報告

11月 素案を報告

<主な意見>

(今後の県立施設の役割に関すること)

- ・ 支援の質の確保や地域生活のセーフティネットの構築など、今後の県の責務・役割の明確化が必要である。
- ・ 中井やまゆり園のアクションプランの実行過程で見出された地域資源と協働するための具体策を他の施設へも広げてもらいたい。
- ・ 障がい当事者の幸せを目的に考えてもらいたい。

(2) 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン(案)」の内容

ア 県立施設の方向性に関する基本的な考え方

(ア) 現状

- ・ 中井やまゆり園で当事者目線の支援を実践する中で、利用者が日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きはじめているが、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明できない。
- ・ また、全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、どんな障がいがあっても、その人が望む暮らしを実現できることを示す必要があるが、重度障がい者の地域生活移行は、県立・民間を問わず進んでいない。

(イ) 課題

- 全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、条例の目指す当事者目線の障がい福祉を実現するためには、科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立する必要がある。
- 確立した支援を全ての入所施設等に広めるとともに、こうした支援を実践できる人材を育成する必要がある。
- しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設での実施は困難であり、現在は、現場での経験の積み上げによる支援が中心となっている。

(ウ) 今後の県立施設の役割、基本的な方向性

- 今後の県立施設は、当事者目線の支援を確立し、広めるための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換する。
- 施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障がい者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることで、当事者目線の支援のモデルを示す。
- これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特長を生かすことができる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設はこれまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲する。
- 本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに目が行き届くよう、現利用者の居場所を確保した上で、施設の小規模化を図る。

イ 今後の県立施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、柔軟な予算執行や人材確保により、研究などの役割を効果的に果たすことが期待できる地方独立行政法人による運営とする。

ウ 各県立施設の方向性

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 (指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。)	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

エ 地方独立行政法人による運営への移行時期

中井やまゆり園の改革を成し遂げ、令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、運営を移行することを目指して調整していく。

(3) 素案からの変更内容

県議会、利用者やその家族、市町村等からの意見を踏まえて素案から変更した内容は、次のとおり（具体的な変更箇所は別紙参照）。

ア 今後の県立施設の役割

（福祉科学研究・人材育成における具体的な取組）

県立保健福祉大学等と連携し、海外を含めた先進施設の調査研究や職員の派遣による人材育成等に取り組むことにより、福祉科学研究及び人材育成という役割を果たしていく。

イ 今後の県立施設の地方独立行政法人化

（運営の透明性の確保）

- ・ 運営の透明性の確保という課題については、県と法人の間における情報共有や公表等の仕組みの構築などで対応できると考えられる。
- ・ 法人の設立に向けては、県立病院機構による運営体制の見直しに関する検討の推移を確認しながら、報告・公表基準の明確化、県の関与、県議会への報告及び第三者のチェックの実効性を担保するため、地方独立行政法人の認可権者である総務省とも相談・調整しながら検討していく。

（職員の確保・育成における工夫）

- ・ 民間施設やグループホーム等との人材交流を行い、多様な現場で

の支援経験やノウハウの共有を図る。

- ・ 法人設立当初は、県職員を派遣して丁寧な引継ぎを行うとともに、その後も継続して職員交流を行うことにより、県の政策へ反映するためのフィールドとする。
- ・ 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みづくり、業務負荷の軽減やモチベーションの向上のための支援現場へのICTの導入や研修休暇等の自己研さんの仕組みづくりなどに取り組む。

(4) 今後の対応

- ・ 年内に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を策定し、中井やまゆり園を運営する新たな地方独立行政法人の設立に向けて、県議会、利用者やその家族、市町村等と意見交換しながら調整していく。
- ・ さがみ緑風園、厚木精華園及び三浦しらとり園の民間移譲に当たっては、利用者や家族の中に不安や懸念する意見があることから、引き続き丁寧に説明するとともに、それぞれの意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進めていく。
- ・ 芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び愛名やまゆり園については、県議会、利用者及びその家族等と議論を深めながら、検討を進めていく。

<別添参考資料>

参考資料7 「令和5年度 県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」

大学法人神奈川県立保健福祉大学等との連携を通じて県立施設等を学生の実習の場として提供することにより、県立施設だけでなく、民間施設等においても当事者目線の支援を実践できる人材を育成する。

(略)

第6章 今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たす施設が、第5章で整理した基本的な理念に基づいて、その役割とテーマに沿った具体的な取組を効果的かつ持続的に実践していくため、現在の県立施設において導入している県直営及び指定管理者制度による運営を再検討し、地方独立行政法人制度を含めて相応しい組織執行体制を検討する。

(略)

2 今後の県立障害者支援施設の運営における組織執行体制の比較検討

県直営、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、これらの組織執行体制で、第5章で整理した今後の県立施設の役割とそのテーマの具体的な取組を実践した場合の特徴や、運営の透明性の確保という課題を比較検討する。

(略)

〔課題〕運営の透明性の確保

<組織執行体制の比較検討>

ア 県直営

・ 県自らの判断により情報を公表し、または第三者によるチェックを受けることが可能である。

イ 指定管理者制度

・ 指定管理者は、県との協定書等に従い、事故等を県に報告し、また、公表するとともに、県による定期及び随時のモニタリング（現地調査等）や第三者によるチェックを通じて、その実効性を担保することが可能である。

ウ 地方独立行政法人制度

・ 制度上、法人自ら積極的な情報提供に努め、運営の透明性を確保することが求められているが、県による年度中のモニタリングが及ばないため、特に事故・不祥事等については早期に把握できる体制を構築するなど、県と法人との間における情報共有や公表等の仕組みを整える必要がある。

_____大学等との連携を通じて県立施設等を学生の実習の場として提供することにより、県立施設だけでなく、民間施設等においても当事者目線の支援を実践できる人材を育成する。

(略)

第6章 今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たす施設が、第5章で整理した基本的な理念に基づいて、その役割とテーマに沿った具体的な取組を効果的_____に実践していくため、現在の県立施設において導入している県直営及び指定管理者制度による運営を再検討_____

_____する。

(略)

2 今後の県立障害者支援施設の運営における組織執行体制の比較検討

県直営、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、これらの組織執行体制で、第5章で整理した今後の県立施設の役割とそのテーマの具体的な取組を実践した場合の特徴_____

_____を比較検討する。

(略)

↓

<結論>

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、組織執行体制の比較検討の結果を踏まえると、地方独立行政法人による運営の方が、その制度の特徴を生かして、より効果的に役割を果たすことができると考えられる。

また、運営の透明性の確保という課題については、県と法人の間における情報共有や公表等の仕組みの構築などで、対応できると考えられる。

こうしたことを踏まえ、今後の県立施設の組織執行体制は、「地方独立行政法人による運営」の方向とする。

第7章 中井やまゆり園の地方独立行政法人化の進め方

(略)

2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫

地方独立行政法人による運営に当たっては、次のような工夫により効率的・効果的な運営を実現していく。

(1) 運営の透明性の確保

本県設立の地方独立行政法人神奈川県立病院機構では、外部調査委員会に医療安全推進体制や医療事故等発生後の対応等の課題や改善策等を諮問し、その調査結果を受けて行動計画の策定や県との情報共有を含めた運営体制の見直しの検討を進めている。令和8年4月の新法人の設立に向けては、その推移も確認しながら、運営の透明性の確保を検討していく。

また、報告・公表基準の明確化、県の関与、県議会への報告及び第三者のチェックについては、県から法人に対して明確な指示を行うなど、実効性を担保するため、地方独立行政法人法の趣旨を踏まえて、法人の業務運営における自主性を尊重しつつ、地方独立行政法人の認可権者である総務省とも相談・調整しながら検討を進める。

(2) 法人プロパー職員の戦略的な確保・育成

(略)

(中長期)

↓

<結論>

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、組織執行体制の比較検討の結果を踏まえると、地方独立行政法人による運営の方が、その制度の特徴を生かして、より効果的に役割を果たすことができると考えられる

よって _____、今後の県立施設の組織執行体制は、「地方独立行政法人による運営」が望ましいと考える。

第7章 中井やまゆり園を地方独立行政法人化する場合の進め方

(略)

2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫

地方独立行政法人による運営に当たっては、次のような工夫により効率的・効果的な運営を実現していく。

ア 運営の透明性の確保や県の施策の実効性を担保するための仕組み

利用者支援や法人運営の透明性を確保するとともに、基本理念や中期目標等に定めた県の施策の実効性を担保するため、次のような仕組みを作るほか、県の理念を理解して運営できる理事長及び監事を県で選定する。

・ 県、障がい当事者や学識者などの第三者の外部アドバイザーによる、施設や法人の運営状況の定期的なチェック

・ 不適切な支援などの情報を積極的に開示するためのルール

・ 民間施設等との積極的な職員交流による支援や法人運営の見える化

イ 法人プロパー職員の戦略的な確保・育成

(略)

(中長期)

9 県立愛名やまゆり園の再整備について

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」の中で、再整備の方向性が示された愛名やまゆり園について、「愛名やまゆり園再整備基本構想」として、再整備に関する考え方をまとめていくことを検討しているため報告する。

(1) 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」での位置付け

大規模、多床室中心の施設であることに加えて、老朽化が進んでいることから、施設の規模縮小と小規模ユニット化にあわせて、再整備を行う必要がある。

(2) 愛名やまゆり園再整備基本構想の骨格

再整備基本構想に記載する項目のイメージは次のとおり。

＜再整備基本構想イメージ＞

- ・ 今後の県立施設の役割、園の位置付け
- ・ 愛名やまゆり園の概要と沿革、現状と課題
- ・ 再整備に向けた基本的な考え方（目指すべき園のあり方と機能）
- ・ 再整備プランの方向性、スケジュール

(3) 今後のスケジュール

令和6年3月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に「愛名やまゆり園再整備基本構想（案）」を報告

(参考) 施設の概要

所在地	厚木市愛名 1000 番地				
運営	指定管理 <table border="1"><tr><td>指定期間</td><td>：平成28年4月～令和8年3月</td></tr><tr><td>指定管理者</td><td>：社会福祉法人かながわ共同会</td></tr></table>	指定期間	：平成28年4月～令和8年3月	指定管理者	：社会福祉法人かながわ共同会
指定期間	：平成28年4月～令和8年3月				
指定管理者	：社会福祉法人かながわ共同会				
定員	120名（短期入所20名を含む）				
施設	昭和60年築（築37年）外				
部屋	個室35室／2人部屋7室／3人部屋5室／4人部屋16室				

10 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランに基づく取組状況

ア 利用者家族への説明

8月、9月の家族会等でアクションプランについて説明し、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ アクションプランの内容は、医師などの医療従事者も含め、全ての職員にしっかり周知してほしい。
- ・ 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動は、家族も見学できる機会を設けてほしい。
- ・ 意思決定支援について家族に説明する機会を設けてほしい。
- ・ 家族が精神科医と面談したり、診察時に同席させてほしい。

イ 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

(ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、成育歴から利用者の人生を理解し共感するため、次の取組を進めている。

- a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた成育歴の理解と人となりシートの作成
 - ・ 利用者87名中18名のカンファレンスを実施
- b 利用者本人と、園長をはじめとした園職員との面談を実施
 - ・ 利用者69名の面談を実施
- c モニタリング会議に利用者本人が参加
 - ・ 利用者30名が会議に参加

(イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

- a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実
 - ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始

- ・ 利用者実人数 38 名、延べ 735 名が参加
- b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組
 - ・ 令和 5 年 7 月にキックオフミーティングを開催し、現在、地域の休耕農地を活用し、3 か所で農作業を実施
- c 園外の事業所への通所
 - ・ 体験利用を含め、利用者 19 名が通所
 - ・ 通所を続けてきた 1 名は事業所近くのグループホームに移行
- (ウ) いのちを守る施設運営

利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもち、次の取組を進めている。

 - a 一人ひとりの利用者の健康状態の再アセスメントを実施
 - ・ 健康診断結果を経年の推移で確認
 - ・ 服用している薬の開始時期や目的を再確認
 - ・ 食事リスクのある利用者のリストを作成
 - b 園外の医療機関を受診し、園内では実施できない検査を積極的に行い、体調不良の根本的な原因究明を実施
- (エ) 施設運営を支える仕組みの改善
 - a 利用者満足度調査を実施中
 - b ICF（国際生活機能分類）を活用した研修を実施
 - c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組の一環として全職員を対象にしたアンケートを実施
 - d 他の民間施設へヒアリングを行い、人員配置体制等を検討

(2) 第三者による進捗確認

令和 5 年 11 月 8 日に、第 1 回県立中井やまゆり園改革アドバイザリー会議（以下「アドバイザリー会議」という。）を開催し、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ 計画期間である 3 年間で何を実現していくのか、明確にしていく必要がある。
- ・ アクションプランを推進するためには、利用者に共感することがもっとも大事になるが、まだできていない。
- ・ 職員が、自身の仕事を好きと思えないと、成長できず、また自己肯定感が感じられない。

- ・ 職員の意識改革のためには、現場職員がこれまでの支援を、改革の前と後で振り返り、職員間で共有することが大事である。
- ・ 地域に出た活動が進んでいることは素晴らしいが、まだまだ支援者目線の意識が強い職員も多く、当事者目線の考え方になっていない。
- ・ 現場職員との風通しを良くするため、園長と職員が個別に対話する機会を設けてもらいたい。
- ・ 寮任せにせず、園長や支援改善アドバイザーが寮会議に参加してスーパーバイザーとしての役割を果たすべきである。

(3) 今後について

- ・ 引き続き、アクションプランに示したスケジュールに基づき、県本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和6年1月にアドバイザー会議委員による園の視察、令和6年2～3月頃に第2回アドバイザー会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。

11 県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について

県立直営の「中井やまゆり園」、社会福祉法人かながわ共同会が指定管理者となる「愛名やまゆり園」及び「厚木精華園」における虐待事案、社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況について報告する。

(1) 中井やまゆり園事案の対応状況

ア 事案の概要

- ・ 令和5年10月26日（木）昼食時、民間の支援改善アドバイザーが園内を巡回する中で、居室内にあるポータブルトイレに座り、排泄している利用者（60代女性）に対し、職員（50代女性・40代女性）が服薬、食事支援を行うなどの行為を目撃し、園幹部職員に不適切であると指摘があった。
- ・ 園は、10月27日（金）に園長をトップとする園内検証チームを立ち上げ、事実確認のため、園職員のヒアリングを順次行った。
- ・ 11月2日（木）に改めて幹部会議を開催し、同日に支給決定自治体に電話で第一報を入れ、11月6日（月）、園幹部職員が同自治体に出向き、障害者虐待防止法に基づく通報として受理された。併せて、利用者本人、ご家族に対して、謝罪を行った。
- ・ 12月8日（金）、支給決定自治体より、心理的虐待にあたりと認定された。

(ヒアリングの結果)

- ・ 前日の夜からほとんど食事を摂ることができておらず、また医師からは薬は必ず飲ませるよう指示があった。
- ・ 排泄のため、居室にあるポータブルトイレに座った際、今なら食事を摂ってもらえると考え、服薬、食事支援を行ってしまった。
- ・ 薬は飲めたので、食べられると思い、食事を優先してしまった。

イ 県の対応

(ア) 園内で職員による意見交換（11月6日（月））

<主な意見>

- ・ 発作があり、薬が飲めないことはとても心配だった。
- ・ 支援に当たって何を優先するかは改めて考えるべき。

(イ) 県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議（11月8日（水））

<主な意見>

- ・ 職員が追い込まれていたというのではなく、食堂などで皆と食事を摂ることができないという諦めから起きている。
- ・ 居室にあるポータブルトイレに座り、排泄している中でも食べ物を食べることを本人が望んでいると捉えてしまっている。
- ・ 事案発生後、園で検証しても、利用者本人の思いに立って検証することができていない。

(ウ) 利用者支援の見直し

寮内でアンケートを実施し、寮会議で振り返りを行い、食事の時間を気にすることなく、本人のペースに合わせて支援することを徹底している。

ウ 今後について

- ・ 県本庁と園は、支援改善アドバイザーの指導を仰ぎながら、原因究明や再発防止に向けた取組を進める。
- ・ 園職員と園長との意見交換会を継続して実施するとともに、虐待認定を受け、改めて全職員を対象に園長から理念の徹底を図る。
- ・ 園は、支給決定自治体の改善指導に基づき、令和6年1月末日までに改善計画書を提出する。

(2) 愛名やまゆり園事案の対応状況

ア 事案の概要

- ・ 令和5年11月2日（木）、利用者（20代男性）が足の痛みを訴えているところを園の職員が発見し、その後、当該利用者が市内の病院を受診したところ「右大腿骨亀裂骨折」の診断を受けた。
- ・ 園が、原因究明のため、見守りカメラの記録映像を確認したところ、生活支援員（30代男性）による、当該利用者を蹴る、叩く、足をかけて転倒させるといった暴力行為が記録されており、当該職員は事実であると認めた。
- ・ 園は、支給決定自治体に、障害者虐待防止法に基づき通報した。また、厚木警察署に通報し、同日中に当該職員は逮捕された。
- ・ 同月10日（金）、支給決定自治体により、身体的虐待にあたりと認定され、改善指導が行われた。

イ 県及び指定管理者の対応状況

(ア) 県の対応

a 監査等の実施状況

障害者総合支援法に基づく特別監査及び指定管理基本協定に基づく随時モニタリングを実施し、指定管理者に対して、第一次改善計画を策定し、提出することを指示した。

<調査日時> 11月6日(月)、9日(木)、10日(金)

<調査内容>

- ・ 幹部職員等へのヒアリング調査(幹部職員4名、寮職員20名)
- ・ 書類調査、ラウンド及び見守りカメラ映像の確認

<指示事項>

- ・ 幹部職員による支援現場の確認
- ・ 不適切な利用者支援の検証
- ・ 負傷事案の再検証
- ・ 日中活動の見直し
- ・ 園職員へのアンケート調査

b 緊急県立施設長会議の開催

<日時> 11月9日(木)

<内容>

- ・ 愛名やまゆり園における事案を共有
- ・ 各施設において不適切な支援がないかの点検実施を指示

(イ) 指定管理者の対応

- ・ 本件事案の原因究明及び再発防止に向けて、法人事務局が園職員への聞き取りや、記録・映像を確認するなど、調査を実施した。
- ・ 県の指示を受けて、第一次改善計画を策定し、他に不適切な支援がないかの検証などを実施している。
- ・ 今回の事案を受けて職員が支援を振り返るため、法人全職員(約780人)を対象とした調査を実施している。

ウ 今後について

県は、指定管理者から提出された第一次改善計画を踏まえ、引き続き監査等を継続し、園とともに、徹底した原因究明を行うとともに、再発防止に向けた取組を進めていく。

(3) 厚木精華園虐待事案の対応状況

ア 事案の概要

令和5年4月28日、生活支援員（50代男性）が行った、利用者（80代男性）の行動を制止しようとする中、床に引き倒すなどの行為が、同年8月25日、支給決定自治体により、身体的虐待及び心理的虐待にあたりと認定され、改善指導が行われた。

イ 県及び指定管理者の対応状況

(ア) 県の対応

同年5月以降、他の利用者に同様の行為がないかなど、随時モニタリングを実施した結果、他の利用者への同様の行為は確認できなかったが、人権意識の醸成や風通しのよい職場作りなどの再発防止を改善指導した。

(イ) 指定管理者の対応

指定管理者は、利用者保護のため、加害職員を利用者の支援業務から外すとともに、県の随時モニタリングや支給決定自治体の指導に基づき、改善計画を作成の上、次の取組を進めている。

- ・ 虐待防止委員会の開催等
- ・ 全職員を対象とした研修等の実施

ウ 今後について

引き続き再発防止に向けた取組状況を確認するとともに、改善に向けて、園の会議に出席するなど、園とともに取組を進めていく。

(4) 社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況

ア 事案の概要

令和4年11月に横浜市内の事業所で利用者が職員に暴力を振るった際に、職員が利用者の興奮を助長するような言葉かけをしたり、制止のために職員が首あたりを圧迫するなどの行為と、令和5年8月に同市内の別の事業所の職員が、利用者複数回膝蹴りなどの暴力を振るった行為が、横浜市から身体的虐待等と認定された。

イ 県及び同愛会の対応状況

- ・ 同愛会自ら職員全員にアンケート調査を実施することとしていたが、客観性を確保するため、有識者によって構成する調査委員会が調査を進めることになった。

- ・ アンケート調査は、職員約1,600人を対象に実施し、10月末までの予定だったアンケートの提出期限を11月中旬まで延長した。
- ・ アンケート結果は、調査委員会で検証、分析し、同法人に改善勧告を行うとのことだった。
- ・ 今後、県は、同愛会が指定管理を行っている芹が谷やまゆり園に関する情報を中心に、状況を確認していく。

(5) 県の対応

ア 虐待事案への対応

- ・ 各県立施設に対し、虐待等の未然防止に向けた取組の徹底について通知するとともに、緊急県立施設長会議を開催し、不適切な支援がないか点検するよう指示した。
- ・ 職員の人権意識の徹底を図り、当事者への理解を深めるため、障害当事者や家族を講師とした階層別研修を実施する。

イ 指定管理施設以外で発生した虐待事案に係る報告・公表について

- ・ 指定管理者が運営する指定管理施設以外の事業所において虐待認定された事案の報告等について、指定管理者と協議を進めた。
- ・ 県と指定管理者との間で、指定管理施設以外の事業所において虐待認定された事案が発生した場合、当該事案を県に報告することについて合意した。
- ・ 合意した内容については、指定管理者との間で締結する基本協定書に反映する。
- ・ 事案の公表については、引き続き指定管理者と協議を進める。

12 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の改定素案について

平成31年3月に策定した「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について、計画期間を5年（平成31年度～令和5年度）としているため、本県におけるホームレスの現状等を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、令和5年7月31日に策定された国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」及び「生活困窮者自立支援法」の趣旨を踏まえ、改定を行う。

イ 計画の位置付け

法第9条第1項に基づき、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標等を示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組を実施していくための指針を示すものである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

エ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア ホームレスの人権擁護

ホームレスの人権尊重を本計画の基本目標に掲げ、ホームレスの意思や自己選択を尊重し、差別や排除のない地域共生を推進する。

イ 当事者目線に立った支援

各種施策の実施にあたっては、当事者の目線に立ち、ホームレスの方の様々な背景にも配慮したきめ細やかな支援を推進する。

ウ 多様性に配慮した支援

個々の違いや多様性を認め合い、互いの人権を尊重する理念を踏まえた支援を推進する。

エ ホームレスになるおそれのある方への対応

ネットカフェ等の終夜営業店舗で寝泊りする等の不安定な居住環境にある方について実態把握に努め、必要な施策を検討する。

オ 生活困窮者自立支援法に基づく施策の着実な推進

同法に基づく施策に取り組む自治体に対して、先進的な事例やノウハウの情報提供を行い、一自治体での取組が困難な事業の共同実施等の働きかけや国に対する財政的支援の拡充の要望などにより、各種施策の着実かつ効果的な実施を推進する。

(3) 今後のスケジュール

令和5年12月 ～令和6年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月	第3回「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定会議」において改定計画案を作成 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	神奈川県社会福祉審議会において改定計画案を報告 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料8 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（令和6年度～令和10年度）素案」